

香芝市告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、香芝市道路線の供用を告示の日から開始する。その関係図面は、香芝市都市創造部公園道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月30日

香芝市長 三橋和史

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1-107	香芝市平野803-1	令和8年3月30日
	香芝市今泉1124-2	
1-108	香芝市今泉1121-4	令和8年3月30日
	香芝市今泉1124-2	
1-123	香芝市今泉1121-4	令和8年3月30日
	香芝市今泉1119-3	